

# 大きな課題



横浜市消防局長 河内 輝 雄

年明けの1月は、出初式を初めとする恒例の諸事業が連なり、いつもの月より3割増し程の...時間の長さを感じますが、2月は「逃げる」の例えどおり、アツという間に時が過ぎてゆきます。

この時期、いずこの都市においても新年度予算、事業計画の策定作業が大詰めを迎えていることでしょうが、横浜市におきましても、厳しい行財政事情の下、「都市を経営する」という感覚に立って、あらゆる事業について「民間度チェック」が掛けられ「民と官の役割」や「行政コスト」の視点からの見直しが進んでおります。

消防局におきましても、様々な取り組みを行っているところですが、その一つに「次代に引き継ぐことが出来る新たな執行体制の創造」があります。

この出発点は「査察や違反是正、NBCや地下空間、大規模危険物災害への対応等々、消防需要は益々、増大且つ変貌してゆく中、人員増は極めて困難...現行体制は十二分に機能しているのか...もっと職員の意欲と能力を引き出し、より効果的、効率的に業務を執行出来る体制があるのではないだろうか」といった切実な危機意識から発したものです。

特に、救急業務では今、「5年間で平均6千8百件の増加」という圧倒的な量への対応と「救命士の処置範囲の拡大」といった質への対応...即ち、二つの異なった課題を同時に突き付けられております。

常時、60隊の救急隊員を確保、運用しながら、高度化に不可欠となる教育人員を捻出していくという大変なことであり、結果的とはいえ、搬送傷病者の程度が「軽症57%」という実態とも重なり、「市町村が負う消防責任としての救急コスト」がクローズアップされ、「全ての救急隊を高規格で運用することの是非」が問われることともなっております。

こうした諸々のテーマを解決していくためには、一旦、既存の概念...即ち、庶務、予防、警防といった職域、或いは二部、三部といった交代制勤務のカタチから離れ、改めて業務の質、量を徹底的に精査して再編成することが求められており、「道遠し」の感は否めません。

しかし、民間における方式と称賛される様な生産システム等は、秒、センチ単位の徹底した行動分析を基に導き出されたものとか...横浜だけでなく、課題を共有する全国の消防職員が、侃侃諤諤の議論と提案を重ねていけば必ず、見出だせるものと期待をするものですが、いかがでしょうか。

折しも、昨年は「横浜救急70周年」...今年は、昭和39年8月20日、全国に先駆けて、救急、救助の2係と消防特別救助隊を擁する救助課が発足して40周年の節目に当たります。何事も走り始めには苦労がつきもの...「お手並み拝見...」との冷やかな視線に耐えながら、創意と工夫、そして何よりも情熱をこめて新たな仕事に挑戦した先人の心意気を今日の時代に重ねるものです。

# 消防の動き



平成16年  
3月号

No.396

消防法施行令の一部を改正する政令の概要  
「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る  
基本的な事項に関する計画」の策定等  
平成16年春季全国火災予防運動  
産業事故災害防止対策の推進  
～関係省庁連絡会議中間とりまとめ～  
平成16年度消防庁広報テーマ

消 防 庁



# 消防法施行令の一部を改正する政令の概要

消防法施行令（以下「令」という。）の一部を改正する政令（平成15年政令第19号）が、平成16年2月3日に閣議決定され、2月6日に公布されました。改正の概要は以下のとおりです。

## 1 改正の背景

大規模及び特殊災害時における全国的な観点からの緊急対応体制の充実・強化、消防需要の高度化及び専門化に対応する体制の整備、消防用設備等の技術基準に対する性能規定の導入等を内容とした消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号）が平成15年6月18日に公布されたことを受け、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供される設備等の技術基準についての特例規定、消防設備士による特殊消防用設備等の工事又は整備の義務付け、都道府県が航空機を用いて市町村の消防を支援する場合の救急隊の編成及び装備の基準について定められました。また新築の工事中の建築物及び建造中の旅客船における防火管理の義務付け、防火管理者の業務の外部委託、文化財等の取扱いの見直し等の規定の整備を行いました。

## 2 防火管理を行わなければならない防火対象物の範囲の拡大

平成14年10月1日に発生したダイヤモンド・プリンセス号船舶火災の教訓を踏まえて、防火管理を行わなければならない防火対象物に、次の新築工事中の建築物及び建造中の旅客船を追加しました。

（1）新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの

地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上であるもの

延べ面積が50,000㎡以上であるもの

地階の床面積の合計が5,000㎡以上であるもの

## 予防課・防火安全室・救急救助課

（2）建造中の旅客船で、収容人員が50人以上で、かつ、甲板数が11以上のもののうち、総務省令で定めるもの

## 3 防火管理の外部への委託

規制改革推進3か年計画に基づき、共同住宅その他総務省令で定める防火対象物で、管理的又は監督的な地位にあるいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長又は消防署長が認める場合、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていることその他総務省令で定める要件を満たす者であれば、令第3条第1項に定める防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるとされました。

## 4 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準の特例

消防用設備等の技術上の基準に性能規定が導入されたことを受け、防火対象物の関係者は、通常用いられる消防用設備等（令第2章第3節第2款から第6款までに規定する消防用設備等をいう。以下同じ。）に代えて、その防火安全性能と同等以上の防火安全性能を有することを消防長又は消防署長が認めた消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができることとされるとともに、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いる場合は、通常用いられる消防用設備等と同等以上の防火安全性を有するように設置し、及び維持しなければならないこととされました。この場合において、通常用いられる消防用設備等（それに代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が用いられているものに限る。）については、令第2章第3節第2款から第6款までの規定は適用しないこととされました。

## 5 消防長又は消防署長が適用する消防用設備等の基準の特例の適用範囲の見直し

改正後の消防法（以下「法」という。）第17条第3項に特殊消防用設備等の総務大臣による認定制度を設けたことに伴い、令第32条の後段を削除し、予想しない特殊な消防用設備等その他の設備に関する消防用設備等の基準の特例が廃止されました。

## 6 消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備の対象設備等の範囲

消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備の対象設備等の範囲に、法第17条第3項の特殊消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を追加しました。

## 7 救急隊の編成及び装備の基準の見直し

改正後の消防組織法第18条の3において都道府県が市町村の消防を支援することができるようになったことを受け、航空機による救急隊の編成を可能とするとともに、都道府県の航空消防隊が救急業務を実施する場合の編成及び装備の基準を規定しました。

## 8 文化財等の取扱いの見直し

近年、使用中の劇場、旅館等の防火対象物が文化財として指定される例が増えてきたことから、このような防火対象物の火災危険上又は避難安全上の観点から、令別表第一（1）項から（16）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が令別表第一（17）項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、令別表第一（17）項に掲げる防火対象物であるほか、令別表第一（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物又はその部分としても扱うものとしました。

## 9 施行日について

消防法施行令の一部を改正する政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成16年6月1日）から施行することとしました。ただし、上記2については平成16年8月1日から、上記7については平成16年4月1日から、上記8については平成17年4月1日からそれぞれ施行することとしました。

## 消防法施行令 別表第1

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16)2)	地下街
(16)3)	建築物の地階（(16)2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50m以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

### 備考

- 2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるもの主たる用途が(1)項から(15)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物が同項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、(16)2)項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16)3)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
- (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。

〔注 傍線箇所が改正部分〕



# 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の策定等

震災等応急室

東海地震等の大規模地震の切迫性や、毒性物質の発散等による特殊災害発生の危険性などが指摘されるなか、これらの災害に対する緊急対応体制の充実・強化を図る観点から、昨年6月に消防組織法が改正されました（「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」（平成15年法律第84号。以下「改正法」という。）。そのなかで、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設された緊急消防援助隊が法制化され、併せて消防庁長官による出動の指示権及び財政措置などについての規定が整備されたところ です。

このたび、改正法に基づき「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」が策定されるとともに、「緊急消防援助隊に関する政令の一部を改正する政令」が平成16年1月30日に公布されましたので、それぞれの内容の概要を紹介します。

## 1 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の策定について

緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、改正法の規定に基づき、総務大臣により「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、平成16年2月6日に都道府県に通知されました。今後は、基本計画に沿って、登録の事務を進め、4月には法律に基づく緊急消防援助隊が発足します。

### (1) 基本計画の全体の構成

#### 第1章 総則

##### 第1節 本計画の目的

##### 第2節 緊急消防援助隊の任務

#### 第2章 緊急消防援助隊の編成

##### 第1節 部隊の編成

##### 第2節 部隊の任務及び装備等の基準

#### 第3節 出動計画等

#### 第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等

#### 第4章 緊急消防援助隊の教育訓練

##### 第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

##### 第2節 消防大学校における教育訓練等

### (2) 基本計画のポイント

緊急消防援助隊の部隊編成（次頁図参照）

緊急消防援助隊の施設整備

緊急消防援助隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進。

### 車両及び航空機等の整備規模（平成16年度～20年度）

区 分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	820台
	救助工作車	160台
	救急自動車	550台
	その他の消防用自動車	180台
	小 計	1,710台
航空機等	ヘリコプター	15機
	消防艇	5艇
	小 計	20機(艇)

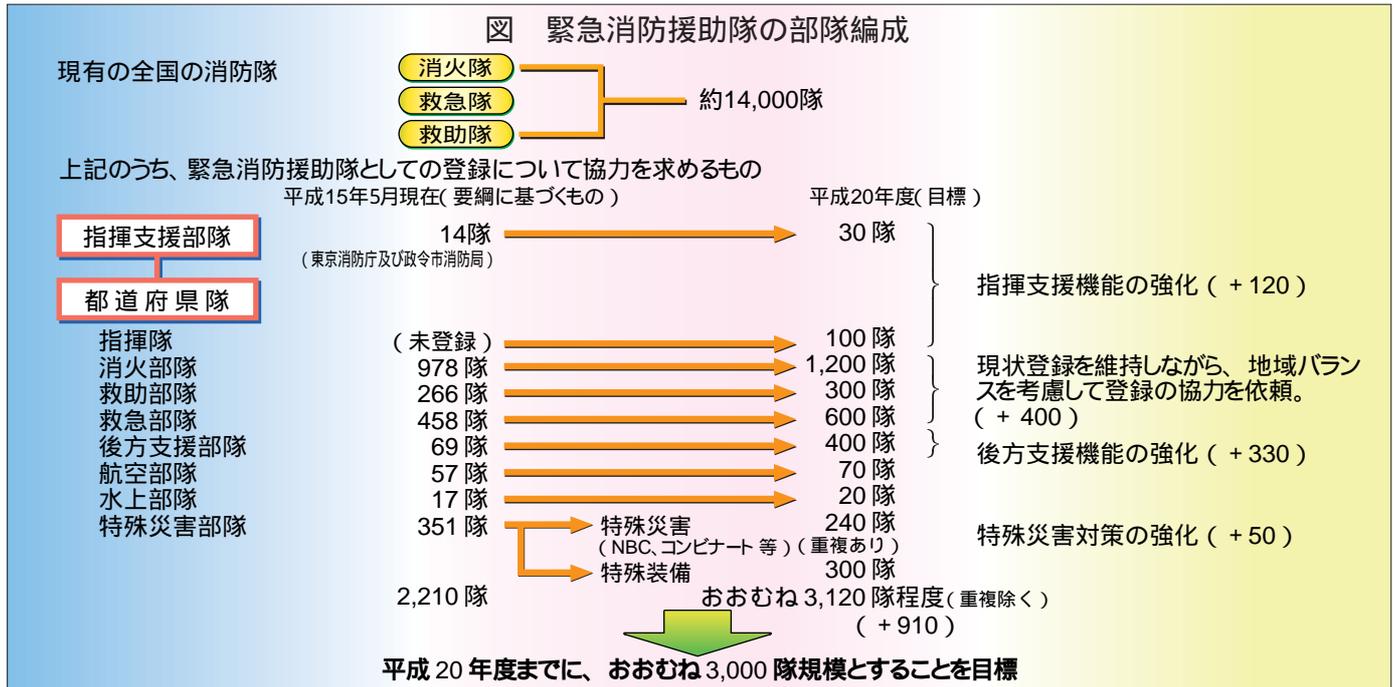
### その他の整備を推進する施設

区 分	施 設
資機材	救助用資機材、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、ヘリコプター、高度化資機材
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

#### 緊急消防援助隊の教育訓練

緊急消防援助隊の教育訓練として、全国規模の図上訓練、全国合同訓練、地域ブロック合同訓練を実施。

消防大学校等において特殊災害対応教育訓練等を実施。



## 2 「緊急消防援助隊に関する政令の一部を改正する政令」の公布について

「緊急消防援助隊に関する政令の一部を改正する政令」(平成16年政令第8号)が平成16年1月30日に公布され、昨年6月に成立している改正後の消防組織法第24条の3第5項に基づく消防庁長官の指示の対象となる特殊災害の原因、活動に要する国庫負担金の対象経費等並びに施設整備に係る国庫補助金の対象施設及び補助率等について定められるとともに、改正法にあわせて平成16年4月1日に施行されます。

これにより、昨年9月に施行された緊急消防援助隊の計画及び登録手続等に係る規定とあわせて、平成16年4月1日には、改正法のうち緊急消防援助隊に係る部分のすべてが施行されます。

### 【緊急消防援助隊に関する政令の一部を改正する政令の概要】

#### (1) 改正理由

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成15年法律第84号)の一部の施行に伴い、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の指示の対象となる特殊災害の原因並びに国庫負担金及び国庫補助金の対象経費等を定めるものである。

#### (2) 改正内容

- ア 消防庁長官の指示の対象となる特殊災害の原因
  - 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散
  - 生物剤若しくは毒素の発散
  - 放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出
    - ～ のおそれがある事故
- イ 活動に要する経費の国庫負担
  - (ア) 対象経費
    - 隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当等
    - 施設に係る修繕料及び役務費並びに滅失した場合の代わるべきものの購入費
    - 燃料費、消耗品費等の物件費
  - (イ) 経費負担
    - ～ の全部について、国が負担
- ウ 施設整備に係る国庫補助
  - (ア) 対象施設
    - 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等
    - 航空機、消防艇
    - 救助用資機材、救急用資機材等
    - 消防救急デジタル無線等
  - (イ) 補助の割合 基準額の2分の1



# 平成16年春季全国火災予防運動

## 予防課

消防庁では、『その油断 火から炎へ 災いへ』を統一標語として、平成16年3月1日(月)から3月7日(日)までの7日間にわたり、春季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているもので、この運動を契機に、日頃忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって火災予防を推進しようというものです。

特に、住宅防火対策については、住宅火災による死者数が増加傾向にあり、過去10年間に於いて死者数の半数以上を65歳以上の高齢者が占め、さらに、平成15年上半期の放火自殺者等を除く住宅火災による死者数の概数は646人(前年比9.7%増)と急増しています。こうした状況を踏まえ、「地域の安全・安心に関する懇話会」及び「消防審議会」において検討が行われ、住宅用火災警報器等の設置に関する法制度化、市場機能を活用した住宅用火災警報器等の普及促進を柱とする、新たな住宅防火対策がまとめられたところです。消防庁においては、消防審議会の答申等に沿って、法制度化を含め新たな住宅防火対策の実現に努めることとしています。

今回の運動では、住宅火災による高齢者等の死者を大幅に減少させることを目的とした「**住宅防火対策の推進**」、林野周辺住民や入山者へ山火事予防意識の啓発を図る「**林野火災予防対策の推進**」、季節的、気候的な状況を踏まえた「**乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進**」の3点を重点目標として掲げて実施します。

また、春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」もあわせて実施します。

運動期間中には、各地の消防機関で住宅防火診断、防

火講演会、防火指導、防火・防災訓練など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火・防災に関する知識を身につけましょう。

### 1 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 林野火災予防対策の推進
- (3) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

### 2 推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
  - ア 住宅用火災警報器及び住宅用消火器などの住宅用火災機器等の普及促進
  - イ 高齢者等の災害弱者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
  - ウ 地域の実情に即した広報の推進と、具体的な対策事例等の情報提供
  - エ 広範な機会を捉えた住宅防火診断・訪問診断、座談会等の実施
  - オ 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織等の整備・充実とモデル事業の推進
  - カ 地域住民を主体とした高齢者・障害者等災害弱者の安全対策の推進
  - キ 婦人防火クラブ等の自主防災組織と連携した広報・普及活動の推進
- (2) 林野火災予防対策の推進
  - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の醸成
  - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
  - ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
  - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化
- (3) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 火災予防広報の実施
- イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底

## 3 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開するものとする。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
    - ア 自主防災組織の整備充実
    - イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
  - (2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進
    - ア 放火されない環境づくりの推進
    - イ 放火火災による被害の軽減対策の実施
  - (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
    - ア 防火管理体制の充実
    - イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
    - ウ 消防用設備等の設置の促進
    - エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
    - オ 違反のある特定対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
    - カ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
  - (4) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底
    - ア 地域の実情に即した広報の推進
    - イ 被災時における注意点等、防災意識の高揚
  - (5) 大規模産業施設の安全確保
    - ア 当該施設の実態把握
    - イ 当該施設で取扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
    - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
  - (6) 消火器事故防止対策の推進
    - ア 老朽化消火器等の一斉回収
    - イ 住宅に適した消火器等の普及
- このほか、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を重点に、一般的な出

火防止のための「火の用心 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

### ～ 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント ～ - 3つの習慣・4つの対策 -

#### 3つの習慣

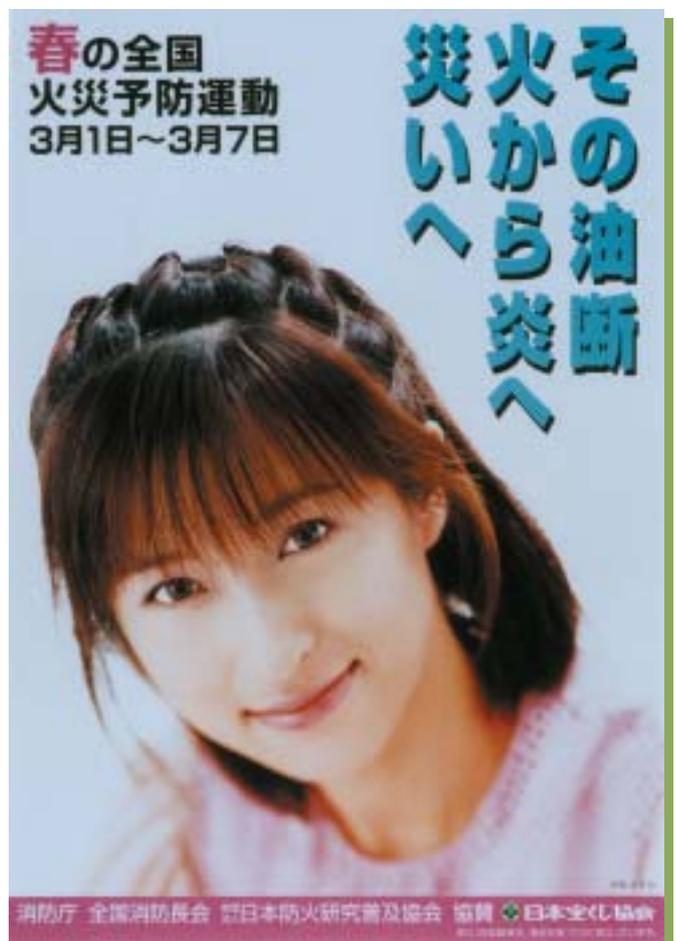
- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### ～ 火の用心 7つのポイント ～

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。



平成16年春季全国火災予防運動のポスター



# 産業事故災害防止対策の推進 ～ 関係省庁連絡会議中間とりまとめ～

## 危険物保安室

### 1 趣旨

最近、我が国を代表する企業の産業施設において火災、爆発事故等の重大災害が多発しており、設備の老朽化、設備の維持補修投資の減少、省力化・合理化による製造現場の人員の減少等の影響が懸念されている。

このような状況にかんがみ、総務省消防庁、厚生労働省労働基準局及び経済産業省原子力安全・保安院では、消防防災、労働安全、産業保安等の観点からそれぞれ取組を進めてきたところであるが、10月に3省庁共同で「産業事故災害防止対策推進関係省庁連絡会議」を設置して、各省庁の最近の取組に関する情報交換、産業界からのヒアリング等を行い、産業事故災害防止対策について検討を行ってきたところである。

今般、本連絡会議では、産業事故災害防止のために各業界団体及び傘下各企業が取り組むべき事項、本連絡会議及び関係省庁において取り組むべき事項等について、平成15年12月25日下記のとおりとりまとめを行った。今後、本とりまとめ結果に基づき、産業事故災害防止対策を一層推進していくものとする。

### 2 各業界団体及び各企業がとりくむべき事項

各業界団体及び各産業施設においては、このような状況を踏まえ、次に掲げる事項に基づき産業事故災害防止対策を推進することが必要である。

#### (1) 全体的事項

##### ア 経営トップの安全確保に係る責務

産業事故災害を防止するため、経営トップは安全確保を企業基盤の最重要事項の一つとして位置づけ、その旨を明らかにすること。

当該認識の下、経営トップが自らの責任において、関係法令の遵守はもとより、安全確保に向けた実効性のある活動が展開できる仕組みを確立し、その確実な実施を図ること。

##### イ 安全確保に必要な体制整備

大事故を引き起こした場合の企業経営リスクを含め、幅広く長期的なリスク評価の視点から、

産業施設の規模、形態、設置年数等に応じ、適切な保守・保安に必要な組織・人員、経費等を確保すること。

労働安全衛生マネジメントシステムをはじめとする産業事故災害防止に関するマネジメントシステムを整備すること等により、体系的かつ継続的な取組を実施すること。また、安全管理状況を客観的かつ定期的にチェックし、所要の見直しを図ること。

事業所における各種管理者の責任範囲、必要な権限の付与、関係部署の有機的連携等について明確化すること。特に、操業、維持管理、工事等の業務についてアウトソーシングする場合、下請け会社を含めた統括管理・監督体制の整備、教育・訓練体制の整備など、作業現場ごとの管理体制を明確にすること。

経営合理化や産業技術の進展等により、組織・人員、操業条件、設備・機器の維持管理方法等の変更を計画する場合、変更に伴う潜在危険性の変化に留意しつつ、所要の安全性を確保のうえ当該体制の移行を図ること。

#### ウ 危険性の把握～安全対策の体系的な計画・実施

個別施設における事故やヒヤリ・ハット事例のほか、類似施設における事故情報、リスク評価手法等に基づき、潜在危険性（地震その他の災害危険性を含む。）を的確に洗い出すとともにその重要性の評価を行い、これに応じた安全対策計画の策定及びその確実な実施を図ること。この場合において、法定基準のみならず、必要な事項については安全対策計画に盛り込むことが必要であること。

産業事故災害対策を講ずるに当たっては、災害発生防止とともに、万一の災害発生時における被害軽減策（当該施設内の拡大防止、周辺への影響防止等）についても考慮すること。

各分野ごとに、産業事故災害に関する調査分析及び関連情報（事故データ、産業事故防止に

係る優良施設の取組内容等)の共有化、技術的指針等の開発等を推進すること。

## (2) 個別事項

従業員、現場作業員、管理監督者等に対する安全教育・訓練を徹底するとともに、産業施設の安全管理に必要な技能伝承を組織的に担保し、必要な能力を有する者を適切に配置すること。また、必要に応じ体感教育やシミュレーションを取り入れる等して、産業事故災害の危険性に関する認識不足や、時間経過に伴う意識低下を補完すること。

工事中における火気管理、可燃物管理、作業内容・手順について、現場の関係作業員が安全確保に必要な情報を共有できるよう、連絡調整等を徹底すること。特に工事、整備などの非正常作業においては、二次下請け、三次下請けなどの業者が工事等を行う場合もあることから、これら実際に工事等に従事する者が事前に教育を受け必要な保安情報が周知されていること、必要な安全対策が現場で実施されていること等の確認が必要であること。

設備・機器の維持管理を徹底すること。特に、経年した設備・機器を継続して使用する場合には、客観的なデータ等に基づき、ライフサイクルと整合した計画的な点検、補修、交換等を実施すること。

産業施設の省力化・省人化、大規模・複雑な施設における人的手段による消火困難性等を考慮し、監視・制御、災害覚知、消火、延焼防止等に係る所要の措置を講じること。

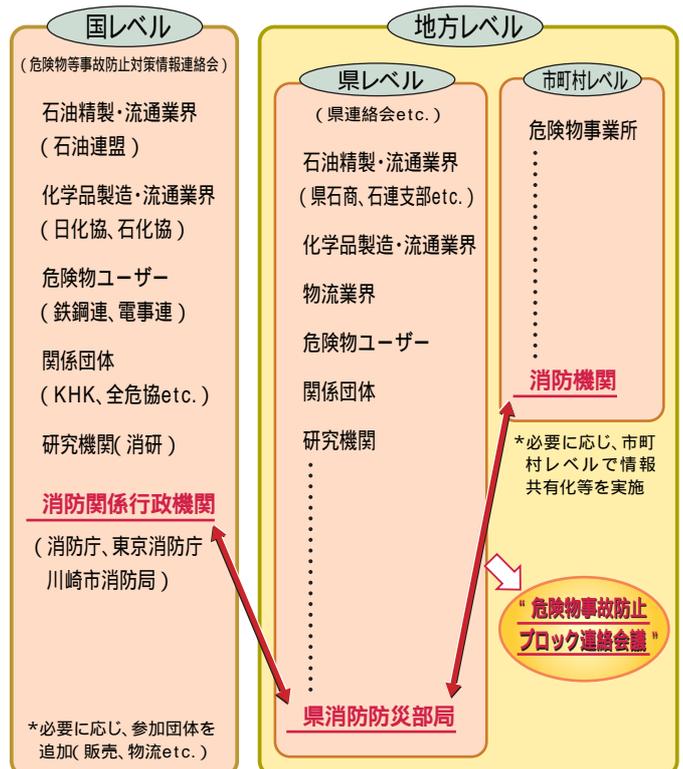
基準・制度の整備、ガイドライン・マニュアル等の策定、データ整備等を行い、産業事故災害防止対策を確実に推進すること。

## 危険物施設における総合的な事故防止対策について

～危険物事故防止アクションプランに基づく官民一体となった事故防止対策の推進～

- (1) 危険物事故件数が過去最悪の水準にあることを踏まえ、消防庁に設置した「危険物等事故防止対策情報連絡会」を中心として体系的に取組みを進めており、平成15年5月に「危険物事故防止アクションプラン」を策定し、官民一体となって事故防止対策を更に強力に推進していくこととしました。
- (2) 平成15年12月には、東京・大阪・福岡の各会場において「危険物事故防止に関する基本方針・アクションプランの推進に係る検討会」を実施し、都道府県・消防機関と地方連携等について検討を行いました。
- (3) 平成16年度から、地方における官民連携(県単位)を推進するとともに、国・地方の危険物保安行政機関の連携強化を図るべく「危険物事故防止ブロック連携会議」を実施予定です。

## 連携イメージ



## 3 本連絡会議及び各省庁で取り組むべき事項

- (1) 本連絡会議においては、関係業界団体等から報告を求め、現状の把握に努めるとともに、引き続き連携を図り、有機的かつ戦略的に対策を推進すること。
- (2) 産業事故災害防止対策の実効性を確保する観点等から、本連絡会議による連携のほか、地方との連携、地方における関係行政機関相互の連携、関係研究機関相互の連携等を図ること。
- (3) 各省庁では、上述の論点を踏まえた対策や、最近の重大災害を踏まえた個別具体の対策を推進するため、それぞれの所管事項を中心に、産業事故災害に関する調査・分析を引き続き進めるとともに、所要の法令・



# 平成16年度消防庁広報テーマ

総務課

火災をはじめとする各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるためには、国民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え行動することが強く望まれる。

消防庁は、人命最優先の立場から火災、地震、風水害等の各種災害による死傷者の発生を最小限に止めることを基本目標として広報活動を展開し、国民の防火・防災意識の高揚を図るものとする。

## 1 年間広報重点テーマ

広報テーマ	要 旨
新たな住宅防火対策の推進	住宅火災による死者は、建物火災による死者の約8割を占めている。特に、65歳以上の高齢者が、その過半を占めており、今後高齢化の進展とともに、さらに住宅火災による死者が増加するおそれがある。こうした状況のなか、住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、消防庁としては、住宅用防災機器等の効果を踏まえ、市場機能の活用や法制度化等の導入が必要であると考えており、これらを踏まえた新たな住宅防火対策を国、地方公共団体、関係業界団体等と連携し積極的に取組み、個々の住宅における防火安全の向上を広く国民に呼びかける。
放火火災予防対策の推進	放火による火災は、平成9年以降6年連続して出火原因の第1位となっている。放火の危険から地域社会を守るためには、消防機関をはじめ、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出すことが重要である。放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。
小規模雑居ビル等の防火安全対策の推進	小規模雑居ビルの消防法令違反是正状況については、一斉立入検査により相当程度が改善されたものの、平成15年6月末時点において、消防法令違反率がなお約45%と高い状況にあることから、引き続き小規模雑居ビルの防火安全対策の広報を行う。 また、平成15年10月から防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度が施行されたことから、本制度の趣旨や防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セーフティマーク）の意義を広報する。併せて、本制度の対象とならない旅館・ホテル等に対する自主点検報告表示制度の趣旨及び防火自主点検済証（新適マーク）の意義を広報する。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団は、火災、風水害、震災等の災害対応はもとより、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、一方では、団員数の減少、被雇用者（サラリーマン）団員の増加等の課題に直面している。消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。 このことから、消防団が火災等の災害から住民の生命、身体及び財産を守り、地域の消防・防災の要として活動していることを消防団メールマガジン等を活用して広報し、消防団の果たす役割の重要性を啓発するとともに、特に青年層・女性層に対して、ふるさとを災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員当面积约100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図ることを周知する。
住民等による自発的防災活動の推進	地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が主体的に防災まちづくりに取り組み、災害時には地域ぐるみで対応することが必要である。このため、住民自らによるより効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手による様々な防災まちづくり活動への参加を呼びかける。 また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に、積極的に貢献するよう呼びかける。 さらに、大規模災害発生時における災害ボランティアの活動は重要であり、その活動環境整備などの必要性について呼びかける。 これらに加えて、家庭内や地域で学習できるインターネットを通じたe-カレッジの活用による防災教育訓練の普及を図る。

広報テーマ	要 旨
地震、風水害、火山災害に関する防災知識の普及啓発	地震、風水害、火山災害による被害を最小限に食い止めるため、災害に対しての日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する土砂災害の発生危険時、高潮発生時、地震においては、津波発生時、津波警報・注意報発令時、警戒宣言等の発令時における対処方法などの早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。
救急救命士の処置範囲の拡大	心肺停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の処置範囲の拡大が行われた。除細動については、平成15年4月から医師の具体的指示なしでの実施が可能となり、各地域で実施され救命率の向上が図られた。また、気管挿管については平成16年7月から、各地域で実施されることとなっており、薬剤投与に關しても平成18年4月を目前に、使用が認められることとなった。 このような救急救命士の処置範囲の拡大、メディカルコントロール体制の一層の充実・高度化を図る必要があることについて広く国民に広報する。
住民に対する応急手当の普及啓発	救急自動車の要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平成14年中の平均では6.3分である。その間、現場に居合わせた一般住民による応急手当が適切に実施されれば、大きな救命効果が得られる。したがって、傷病者の救命率の一層の向上を図り、併せて住民の自主救護能力の向上を図るためには、応急手当に関する知識の普及啓発は欠かせない。このため住民自らが応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関等が行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。
国民保護法制の普及啓発	平成16年6月までを目処に成立が予定されている国民保護法制について、実施の主体である地方公共団体や警報の伝達や避難誘導等について、重要な役割を担う消防団や自主防災組織等の役割の重要性を認識してもらうため、これらの普及啓発を図る。
緊急消防援助隊の整備充実	平成15年6月、消防組織法の改正が行われ、緊急消防援助隊を法定化するとともに、東海地震等の大規模災害又は毒性物質の発散等の特殊災害に対処するために特別の必要があるときは、消防庁長官がその出動を指示できることとされ、長官の指示を受けた出動により増加し、又は新たに必要となる経費は国が負担することとされた。併せて、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等についての基本計画を総務大臣が策定することとなり、これに基づき整備される施設設備については、義務的補助金として国が補助するものとされた。 これらを踏まえ、今後体制整備を強化する緊急消防援助隊について、その仕組みと任務を広く国民に広報する。
産業施設の防災対策の推進	平成15年に入り、わが国を代表する企業の危険物施設を含めた産業施設での火災事故等が続発し、大規模な被害をもたらした。 このような一連の産業事故を受け、今後の産業事故防災体制の構築に向け消防庁が行っている以下のような取組みについて、広く国民に広報する。 ・石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の強化 ・廃棄物処理施設等の安全対策の検討 ・企業事故防止対策の推進

## 2 月別広報テーマ

月別	月別広報テーマ	要 旨
4	防火対象物定期点検報告制度のお知らせ (防火安全室)	防火対象物定期点検報告制度の施行より半年が経過することから、該当する防火対象物に対して1年に1回点検及び報告が義務づけられていることを周知するとともに、一定の要件を満たしている対象物については特例認定を受けることができることも周知する。
	林野火災の防止 (防災課)	毎年3月、4月、5月は、ドライブ、ハイキング、山菜取り等のレクリエーションによる入山者が多く、特に林野火災の多発する時期であることから、広く国民に対し、林野火災の実態の周知を図るとともに、入山者に対し、たばこの投げ捨て防止など林野火災の予防を呼びかける。
	地震に対する日常の備え (防災課)	地震には、何よりも家庭や職場での普段の備えが大切である。いざという時に備えるため、日頃から家庭や職場で防災会議などの話し合いをもち、備蓄品・非常持出品の準備や住まいの安全点検等について周知を図り、地震に対する備えを呼びかける。
5	消防団活動への理解と協力の呼びかけ (消防課)	住民の生命、身体及び財産を災害から守るため奉仕的精神をもって地域の消防・防災に貢献する消防団員の活動を紹介し、地域住民及び事業所の消防団活動への理解と協力を呼びかける。
	住民に対する応急手当の普及啓発 (救急救助課)	傷病者の救命率の向上のためには、現場に居合わせた人が、適切な応急手当を行うことが非常に効果的であるため、機会あるごとに応急手当の習得を心がけるよう呼びかける。
	風水害への備え (防災課)	近年、集中豪雨や台風により、河川の氾濫等による浸水被害、がけくずれや地すべり、土石流等の土砂災害や高潮災害等が全国各地で発生している。これらの災害による被害を軽減するため、危険箇所の把握など日頃からの備えの大切さを呼びかけるとともに、報道機関や防災行政無線等による気象情報(予報・警報、防災情報等)の収集に努め、自主的な防災活動や適切な避難を行うなど風水害に対する住民の心構えを呼びかける。
	津波による災害の防止 (防災課)	地震が発生した場合、津波が襲来するおそれがあることから、海水浴など海浜に親しむ機会が多い時期を迎えるに当たって、地震発生を承知した際には、直ちに海浜から離れる等、津波に対する知識の普及を図る。
6	危険物安全週間(危険物保安室)	毎年6月の第2週は「危険物安全週間」として、危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る。
	住宅防火対策の推進 (住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進) (防火安全室)	住宅火災による死者の発生経過は、「逃げ遅れ」が全体の約7割を占めている。住宅用火災警報機など住宅用防災機器等は、火災の早期発見、初期消火及び延焼防止等に効果的であるため、これらの普及促進を図る。
	災害弱者対策の推進 (防災課)	家庭や地域における高齢者、障害者、乳幼児等の災害弱者及び社会福祉施設や病院等に係る防災対策については、全国各地で様々な取組みがなされているが、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。
7	台風に対する備え (防災課)	毎年8月、9月の台風シーズンには、各地で大きな被害が発生している。これらの被害を軽減するため、各家庭における台風に対する備えを呼びかけるとともに、台風接近時には、防災行政無線等による気象情報(予報・警報)にも耳を傾けるよう呼びかける。
	住民自らによる災害への備え (防災課)	各地方公共団体では、大規模災害に備えた様々な応急対策や他の地方公共団体との応援協定の締結等について検討・実施しているが、大規模災害の発生直後は、地域住民自らによる防災活動が大変重要であり、また効果的である。このため、住民の自主的な防災活動についての理解を求め、積極的な防災訓練への参加など災害への備えを呼びかける。

月別	月別広報テーマ	要 旨
7	石油コンビナート災害の防止 (特殊災害室)	石油等の危険物や高圧ガスの集積地帯である石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化について呼びかける。
	電気器具の安全な取扱い (予防課・防火安全室)	電気器具・配線の正しい使用方法や、電気器具の使用開始時における点検整備の実施等の周知を行い、電気器具からの出火防止を呼びかける。
8	防災訓練への参加の呼びかけ (震災等応急室)	毎年9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」である。地震が発生した場合の火の始末、初期消火、応急救護、安全避難等地震時における心得をしっかりと身につけるため、防災訓練へ積極的に参加することを呼びかける。
	住民参加による防災まちづくりの推進 (防災課)	地域における防災機能を向上させるためには、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。このため、住民の手による先進的な防災まちづくりの事例を紹介しながら、防災まちづくりへの参加について呼びかける。
	事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ (消防課)	地域社会の一員として、事業所等による地域防災への貢献が期待されることから、被雇用者(サラリーマン)が消防団員として活動できるよう進んで支援している事例等を紹介し、消防団活動への事業所等の理解と協力を呼びかける。
9	火遊び・花火による火災の防止 (予防課)	火遊びは出火原因の上位にあり、火遊びをなくす上で重要なことは、日頃からの防火教育である。また、夏は、花火のシーズンであるが、取扱い上の不注意から毎年火災が発生している。そこで、全国の家に対して火遊び・花火による火災の防止するための注意事項を呼びかける。
	外出先での地震の対処 (防災課)	地震はいつ起こるか分からないことから、例えば、商店街や地下街あるいは乗り物に乗っているときなど、外出先で地震が起こった場合にどのように行動すればよいかを周知するとともに、防災行政無線等による避難指示に耳を傾けるよう呼びかける。
	小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 (防火安全室)	平成14年改正消防法に基づく命令と当該命令に伴い行われる告示の例などを紹介することにより、防火対象物の関係者や国民に対して、小規模雑居ビル等を中心とした防火対象物の違反是正に対する意識啓発を図る。
10	9月9日は救急の日 (救急救助課)	毎年9月9日は、「救急の日」である。救急医療及び救急業務に対する国民の理解と認識を深めることを目的として実施される各種の行事等に積極的に参加するよう呼びかける。
	原子力防災の取組み等への理解の推進 (特殊災害室)	国・地方公共団体が行っている防災訓練などの原子力防災体制の強化に関する取組み等を紹介し、住民の理解を呼びかける。
11	緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 (震災等応急室)	緊急消防援助隊の訓練については、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、平成7年6月の緊急消防援助隊の発足以来、毎年、全国5ブロックにおいて実際の災害に即した参集訓練、野営訓練、合同訓練が実施されており、本訓練の開催及びその内容を広く広報することにより、緊急消防援助隊の活動に関する住民への理解と重要性を呼びかける。
	ガス機器による火災及びガス事故の防止 (予防課・防火安全室・危険物保安室)	ガスによる火災や爆発事故は依然として多く、その多くはガスに対する消費者の不注意が原因となっている。このため、ガスに関する知識の普及、ガス器具設備の正しい使用方法、維持管理方法、ガス漏れ時の対応方法について周知を図る。
	火山災害に対する備え (防災課)	火山災害は、その発生の予測が困難であり、一旦災害が発生した場合には、災害の様相が多岐に亘るほか、広域化、長期化するおそれがあるなど、他の災害にはみられない特殊性を持っている。そこで、火山災害に対する正しい知識の周知を図り、日頃からの備えを呼びかける。



月別	月別広報テーマ	要 旨
10	消防の国際協力に対する理解の推進 (救急救助課)	毎年10月6日は、「国際協力の日」である。開発途上諸国の消防体制の充実等に資するために、消防分野において実施している研修員の受入れ、専門家の派遣、さらには、大災害が発生した際の国際消防救助隊の派遣等、消防の国際協力について、国民の理解と協力を呼びかける。
	地震発生時の出火防止 (防災課)	地震発生時における火災の発生には、十分注意する必要がある。普段から小さな地震でも火を消す習慣を身につけるとともに、万一の出火に備えて、消火器や水バケツなどを用意して出火防止に努める習慣をつけることを呼びかける。
	自主点検報告表示制度のお知らせ (防火安全室)	防火対象物定期点検報告制度の対象とならない旅館・ホテル等については、自主点検報告表示制度に基づき防火自主点検済証(新適マーク)を表示できる旨を旅館・ホテル等の管理権原者と利用者に対して周知する。
11	秋季全国火災予防運動 (予防課)	火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開して、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。
	住宅防火対策の推進 《住宅防火診断》 (防火安全室)	住宅防火の推進については、建物の内装に関する対策、火気使用器具の安全対策、住宅用防災機器等の普及が不可欠である。このことから、「住宅防火診断」を積極的に広報し、機器等の設置効果を周知するとともに、これらの対策について必要性を呼びかける。
	婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ (防災課)	婦人防火クラブの役割と活動状況を紹介するとともに、家庭内の防火と地域の自主防災体制の確立に女性が果たす役割の重要性について認識を深めてもらい、婦人防火クラブへの参加を呼びかける。
	危険物施設等における事故防止 (危険物保安室)	近年増加傾向にある危険物事故に関し、事故の原因や状況等を踏まえた事故防止対策等について周知する。
	正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》 (防災情報室)	119番通報の際、火災や救急等の災害種別や場所、災害状況などを正しく伝えられないために被害が拡大したり、また、通報の遅れが消防隊の出動の遅れにつながり、被害の拡大を招いた例もある。そこで、適正・迅速な119番の利用を呼びかける。
12	雪害に対する備え (防災課)	雪による災害の被害を軽減するためには、国民一人ひとりが雪害に対する認識をより深め、災害に対処することが必要である。このため、雪害に関する事例及び防災対策を紹介し、雪害に対する備えを呼びかけるとともに、防災行政無線等による気象情報(予報・警報)にも耳を傾けるよう呼びかける。
	放火による火災の防止 (予防課)	放火火災は6年連続して出火原因の第1位を占めている。放火火災による被害の軽減を図るためには、地域住民と関係機関・団体等との密接な連携が不可欠である。このことから、地域住民自らができる放火防止対策と地域ぐるみで行う対策について周知する。
	石油ストーブなどの安全な取扱い (予防課・防火安全室・危険物保安室)	暖房機器、特に石油ストーブによる火災は毎年多く発生しており、その原因の多くは取扱いの不注意によるものである。このため、石油ストーブ等の使い始めのこの時期に正しい使い方の周知を図る。
	消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進 (消防課)	消防自動車や救急自動車は、いち早く災害の現場に到着できるよう、「緊急自動車」として、道路交通法上の特例が認められており、消防自動車や救急自動車が緊急通行するためには、一般車両が進路を譲る等の協力が不可欠である。このため、消防自動車や救急自動車が緊急通行している場合の一般車両の対処方法を広報するとともに、緊急通行時の安全確保に対して協力を呼びかける。

月別	月別広報テーマ	要 旨
1	文化財防火デー (予防課)	毎年1月26日は「文化財防火デー」である。かけがえない文化財を火災から守るために、国民一人ひとり及び関係者の防火意識の高揚を図る。
	1月17日は「防災とボランティアの日」 (防災課)	阪神・淡路大震災が発生した1月17日は「防災とボランティアの日」である。大規模災害発生時における自主防災活動及び災害ボランティアの活動はきめ細かな災害対策を実施するうえで重要であり、自主防災組織及び災害ボランティアの必要性について呼びかける。また、本年は震災から10年目に当たるが、当時の記憶を風化させることなく、震災の体験や教訓を後世に引き継いでいく必要があることについても周知する。
	消火栓の付近での駐車禁止 (消防課)	消防隊が消火活動を実施し、被害を最小限に抑えるためには、消火栓や防火水槽等の消防水利の確保は最も重要である。このため、一般車両の駐車等により、消防水利の使用が阻害されないよう呼びかける。
	たき火・たばこによる火災の防止 (予防課)	たき火、たばこによる火災は、毎年出火原因の上位を占める。たき火は行為者のちょっとした不注意から火災となることが多いため、たき火をするときの注意事項を呼びかける。たばこは、特に投げ捨てや消し忘れなど喫煙者のマナーや不注意によるものが多いので、出火の防止について呼びかける。
2	春季全国火災予防運動 (予防課)	火災が発生しやすく、また、季節風の影響により火災の規模が大きくなりやすい時期を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開し、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。
	住宅の耐震化と家具の転倒防止 (防災課)	阪神・淡路大震災では、死者の8割以上が建物の倒壊による圧死者であり、また、家具の転倒・落下による負傷者の発生やこれらの散乱による避難・救出の遅れなど間接的な被害の発生も報告されている。このため、住宅の耐震化と建物内の家具の転倒・落下防止対策の重要性を呼びかける。
3	e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ (防災課)	消防団や自主防災組織のリーダー等を対象とした、インターネットを活用したe-カレッジ(遠隔教育)による防災・危機管理教育を紹介し、受講を呼びかける。
	全国山火事予防運動 (防災課)	毎年2月、3月は、地域によっては「火入れ」なども始まる時期であり、積雪地帯を除き全国的に乾燥注意報、強風注意報がたびたび発令される時期であることから、農業関係者や林野周辺の住民等に林野での火気の取扱いについて注意を呼びかける。
	ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ (消防課)	ふるさとを災害から守るために、地域における消防団活動の一層の充実を図る必要があることから、地域住民、とりわけ青年層・女性層の消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員約100万人以上、女性団員約10万人以上の確保を図ることを周知する。
3	地域に密着した消防団活動の推進 (消防課)	平常時において地域に密着した消防団活動を行い、他の地域の模範となる消防団や、消防団員である被雇用者の消防団活動に特に深い理解や協力を示す事業所に対する表彰事例を紹介し、消防団による地域活動を推進する。
	天ぷら油による火災の防止 (予防課)	近年、天ぷら油による火災が目立っていることから、天ぷら油を使用して調理する際の心がけ、また、天ぷら油による火災の消火に有効な消火方法や消火器等の普及を呼びかける。
	少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ (防災課)	入学期や進学期を前に、少年・少女を中心とした少年消防クラブの役割と活動状況を紹介し、クラブ活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、少年期から消防防災活動への知識と理解を育む。
3	行楽期における火災の被害防止 (予防課)	春の行楽期を迎えるに当たって、旅館、ホテル等を利用する際の心得(非常口の確認等)を周知するとともに、これらの施設の管理者に対して、防火管理についての意識の高揚を図る。

## 3 主な行事予定

行事名	概要
独立行政法人消防研究所一般公開	科学技術週間〔4月18日～4月24日(4月18日を含む日曜日から1週間)〕に、独立行政法人消防研究所を一般に公開する。(4月下旬)
春の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。(5月上旬)
危険業務従事者叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。(5月中旬)
春の褒章伝達式	褒章を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が褒章を伝達する。(5月中旬)
「危険物安全週間」	危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図るため「危険物安全週間」を設定し、危険物施設における保安体制の整備促進、各種広報及び啓発運動を実施する。(6月6日～6月12日(6月の第2週))
(表彰式) 危険物保安功労者 優良危険物関係事業所 危険物安全週間推進標語 危険物事故防止対策論文	危険物の保安に功績のあった者及び保安管理等が特に優秀であると認められる事業所等を消防庁長官が表彰する。(6月の第2週)
「国民安全の日」	昭和35年5月6日の閣議により、産業災害交通事故、火災等の災害防止を図る目的として設けられた。(7月1日)
安全功労者表彰式	国民の安全に関して功労のあった消防関係者を総理大臣又は消防庁長官が表彰する。(7月上旬)
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。(8月下旬)
平成16年度総合防災訓練	東海地震及び南関東直下型地震を想定し、総理大臣、総務大臣をはじめとする全閣僚、消防庁等関係省庁等の参加による政府本部運営訓練、現地訓練等防災訓練等を行う。(9月1日)
「防災の日」及び「防災週間」	昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。(9月1日(防災の日))(8月30日～9月5日(防災週間))
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を総理大臣が表彰する。(9月上旬)
「救急の日」及び「救急医療週間」	救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。(9月9日(救急の日)及びこの日を含む1週間(救急医療週間))
救急功労者表彰式	救急業務推進に貢献し社会公共の福祉の増進に功績があった個人又は団体を消防庁長官が表彰する。(9月9日)
「国際防災の日」	「国際防災の10年」の趣旨を広く周知するため、1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日を「国際防災の日」とすることが決議された。(10月8日)
第52回全国消防技術者会議	消防に関する研究、機器の改良等の成果を発表し、討議する。(10月21日・10月22日)
消防設備保守関係功労者表彰式	消防用設備の設置及び維持管理の適正化に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。(10月下旬)
優良消防防災システム表彰式	優れた消防防災システムを消防庁長官が表彰する。(10月下旬)
住宅防火対策優良推進組織等表彰式	住宅防火対策の推進に功労があった組織を消防庁長官が表彰するとともに取組み事例等を発表する。(10月下旬)
秋の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。(11月上旬)

行事名	概要
危険業務従事者叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。(11月中旬)
秋季全国火災予防運動	秋から冬にかけての火災が多く発生する季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。(11月9日～11月15日)
「119番の日」	自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。(11月9日)
第7回全国消防広報コンクール表彰式	全国の消防本部及び消防団の消防・防災広報の技術向上を図ることを目的として、コンクールを実施し、消防庁長官が表彰する。(11月上旬)
消防功労者総務大臣表彰式	消防に関して功績顕著な消防団員等を総務大臣が表彰する。(11月中旬)
第7回全国救助シンポジウム	救助技術の高度化を目指し、救助活動に関する発表・討議を行う。(11月下旬)
平成16年版消防白書発刊	各種災害の実態、消防防災行政の現況と課題等について解説し、消防防災体制の確立に広く活用されることを目的として毎年発刊している。(12月中旬)
「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」	平成7年12月15日の閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。(1月17日(防災とボランティアの日)1月15日～1月21日(防災とボランティア週間))
防災まちづくり大賞表彰式	地方公共団体や地域のコミュニティ等における防災に関する様々な取組み、工夫・アイデアのうち、特に優れたものについて総務大臣賞、消防庁長官賞等を設け表彰する。(1月中旬)
「文化財防火デー」	昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損したことを契機に、国民的財産である文化財を火災から守るとともに、文化財愛護思想の高揚を図るために設けられた。(1月26日)
消防防災研究講演会	消防防災研究に関する研究成果を公表し広く討論する。(1月下旬)
国連防災世界会議	世界各国の防災関係者が集まり、様々なテーマの会議や展示等を通じて情報交換を行う国連世界防災会議が、神戸市で開催される。消防庁も参加して展示や発表を行い、国内での防災に関する取組みを世界に発信する。(1月(未定))
全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式	全国各地域で活躍する若手・中堅消防団員や女性消防団員による意見発表会を実施し、消防庁長官が表彰する。平常時において地域に密着した活動を行う消防団、消防団員である住民を雇用し、消防団活動に理解・協力のある事業所を消防庁長官が表彰する。(2月上旬)
春季全国火災予防運動	春先の火災が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。(3月1日～3月7日)
車両火災予防運動	車両交通の関係者及び利用者の火災予防意識の高揚を図り、もって車両火災を防止し、安全な運送を確保することを目的として車両火災予防運動を展開する。(3月1日～3月7日)
全国山火事予防運動	山火事が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に山火事予防運動を展開する。(3月1日～3月7日)
「消防記念日」	昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたのを記念して、消防に関する理解と認識を深める目的で設けられた。(3月7日)
消防功労者表彰式	消防に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。(3月上旬)
少年消防クラブフレンドシップ2005	クラブ活動の優良なクラブとクラブ指導者を消防庁長官が表彰する。(3月下旬)

# 総務大臣・消防庁長官による 立川広域防災基地の視察

総務課

平成16年1月20日(火)に麻生太郎総務大臣と林省吾消防庁長官が、総務省(合同庁舎二号館)屋上ヘリポートから東京消防庁消防ヘリコプター(「消防の動き」平成16年2月号 395表紙参照)で、東京西部地域を上空視察するとともに、立川広域防災基地(東京都立川市)にある内閣府立川災害対策本部予備施設と東京消防庁第八消防方面訓練センターを視察しました。

立川広域防災基地は、南関東直下型地震の際に災害応急対策活動の中核拠点施設等の役割を担うことや、平常時における国民に対する防災知識の普及の場として、国や東京都等の各機関が協力して整備を進めている施設です。基地の敷地内には、今回視察した施設のほか警察防災関係施設や自衛隊航空関係施設等が集積した地域となっています。また、内閣府立川災害対策本部予備施設は、東京で著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合に首相官邸、内閣府、防衛庁(中央指揮所)の施設が甚大な被害を受け、政府の災害対策本部の運営を行うことができないような事態が生じた場合には、これらの施設に次ぐ第四順位の閣僚の参集施設として政府の災害対策本部が設置され、国の災害応急対策の拠点となります。

消防庁では、昨年の消防組織法・消防法の一部改正により、今後の発生が懸念されている東海、東南海・南海地震などの大規模地震に備えた広域応援体制の整備を図

り、実戦的・効果的な対応ができるような環境づくりが重要であると考えています。また、南関東直下型地震への対策として「南関東地域直下型地震における緊急消防援助隊運用方針」を昨年12月に作成し、各都道府県に通知しました。

これらのことを踏まえ、阪神・淡路大震災から9年を経過するこの時期に前述のとおり視察を実施し、内閣府立川災害対策本部予備施設では、緊急災害対策本部が設置された際に内閣総理大臣又は防災担当大臣他が執務を行う本部長室や災害対策本部の会議室等を視察し、大規模災害時の国の災害応急対策の拠点を確認しました。さらに、東京消防庁第八消防方面訓練センターでは、東京消防庁関口次長による案内のもと画像探索や熱画像直視装置等の高度救助資機材の効果を確認するとともに、東京消防庁の隊員による水難救助訓練や消防ポンプ自動車等による総合訓練を視察し、現在装備している施設設備等の消防力を幅広く確認しました。

視察を終えて、総務大臣は、「避難・誘導のための場所は確保されていても問題は正確に誘導できるかという点であり、普段の訓練が必要」であり、「平素からの訓練により防災担当職員の能力を向上させていくために、今後、立川災害対策本部予備施設を防災訓練の場としての活用について考えなければならない」旨の考えを示されました。



震災等を想定した総合訓練



訓練終了後、麻生総務大臣、林消防庁長官等と隊員一同

# 平成15年度全国消防団員意見発表会・ 消防団地域活動表彰式

消防課

平成15年度全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式が、去る2月6日(金)、日本消防会館「ニッショーホール」において、財団法人日本消防協会、全国消防長会、日本放送協会、社団法人日本経済団体連合会及び日本商工会議所の後援の下、盛大に挙行されました。

## 第1部：全国消防団員意見発表会(13:00~14:25)

全国消防団員意見発表会は、全国の若手・中堅消防団員や女性消防団員から消防団活動に関する課題などについて発表していただき、これを全国に発信することにより、消防団員の意欲を喚起することを目的として、昨年度から開催しています。

発表会では、林 省吾消防庁長官のあいさつと審査員の平野啓子氏(語り部・キャスター)による激励の後、12人の消防団員が発表を行いました。今年も自らの消防団活動を基にした心に訴える発表が多く、約700人の来場者も熱心に聴き入っていました。

## 第2部：消防団活動・支援事例報告会(14:35~15:40)

まず、平成15年9月に発生した栃木県の大規模なタイヤ工場火災において、延べ約1,200人の消防団員が消火活動等に従事し、災害の拡大予防に大きな功績をあげ、去る1月5日(月)に消防庁長官褒状を授与された黒磯市消防団の佐藤一則副団長が、その際の活動状況について事例報告を行いました。

### 平成15年度全国消防団員意見発表会結果(敬称略)

(賞を除き都道府県順、敬称略)

賞	発表者	都道府県	所属消防団	発表テーマ
最優秀賞	佐藤 幸三	長崎県	島原市消防団	自然災害における消防団活動と私
優秀賞	山田 久就	石川県	能都町消防団	信頼の架け橋
	小林ミス子	広島県	呉市消防団	消防の顔
優良賞	佐々木 宏	岩手県	東山町消防団	つなごう 愛・勇気・ちから
	菅原 克浩	宮城県	河南町消防団	山が動いた
	土岐 美磨	茨城県	日立市消防団	操法訓練を通して得たもの
	加藤 幸雄	富山県	朝日町消防団	2代目の決意
	遠藤 仁	山梨県	身延町消防団	地域に根ざす消防団
	田中 宏幸	三重県	松阪市消防団	ボランティアに目覚める
	数 まゆみ	兵庫県	川西市消防団	転んでも消防団員!!
	松尾 陽一	鳥取県	溝口町消防団	消防団活動を通じて得たこと
中野 孝彦	佐賀県	佐賀市消防団	私を変えたあの日の火災	

次に、受賞団体のうち、消防団音楽隊を各種イベントに活用し、防火・防災意識の普及啓発や消防団活動のPRを推進している横須賀市消防団音楽隊の家藤なつき隊員・後藤博美隊員が、その活動状況について事例報告を行いました。

最後に、受賞団体のうち、地元消防団の約1割の消防団員を雇用し、消防団活動に理解を示すとともに、各種地域ボランティア活動にも貢献している医療法人医和基会(福岡県)の二文字正勝本部事務室長が、その活動支援状況について事例報告を行いました。

## 第3部：全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式(15:55~16:40)

表彰式では、財団法人日本消防協会F 田正明会長、全国消防長会白谷祐二会長を来賓に迎え、東尾正審査員長(消防庁次長)による意見発表会の審査結果発表の後、意見発表会受賞者と消防団地域活動表彰(23消防団・消防分団及び12事業所)受賞団体の代表者に表彰状・副賞が授与されました。さらに、消防庁長官の式辞の後、来賓の方々から御祝辞を賜り、最後に受賞団体を代表して、静岡県磐田市消防団の今井孝俊消防団長と三菱樹脂株式会社社長長浜工場(滋賀県)の森 邦彦工場長が謝辞を述べて終了しました。

なお、受賞者・受賞団体は次のとおりです。



平成15年度消防団地域活動表彰受賞団体

### 【消防団表彰】

都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名
青森県	むつ市消防団	長野県	穂高町消防団	徳島県	三好町消防団
秋田県	仙南村消防団	岐阜県	谷汲村消防団	香川県	高松市消防団仏生山分団
山形県	舟形町消防団	静岡県	磐田市消防団	愛媛県	松山市消防団
福島県	田島町消防団	愛知県	名古屋市那古野消防団	高知県	伊野町消防団枝川分団
埼玉県	庄和町消防団	大阪府	松原市消防団	宮崎県	都城市消防団
千葉県	船橋市消防団	奈良県	高取町消防団	鹿児島県	屋久町消防団
東京都	池袋消防団	和歌山県	有田市消防団	沖縄県	那覇市消防団第三分団
神奈川県	横須賀市消防団	山口県	周南市消防団第四方面隊中央第十四分団		

### 【事業所表彰】

都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名
北海道	道央農業協同組合北広島支所	福井県	福井鋸螺株式会社	岡山県	三井造船株式会社 玉野事業所
栃木県	株式会社ヨックモック栗野	滋賀県	三菱樹脂株式会社 長浜工場	福岡県	医療法人医和基会
群馬県	沖電気工業株式会社 金融ソリューションカンパニー	京都府	日東精工株式会社	熊本県	三栄開発株式会社
新潟県	電気化学工業株式会社 青海工場	島根県	島根中井工業株式会社	大分県	日本調理機株式会社 大分工場

水色は表彰式における代表受賞団体

# 第50回文化財防火デーの実施

## 予防課

「文化財防火デー」は、本年、第50回の節目の年を迎えました。御存知のように、文化財防火デーは、昭和24年1月26日の法隆寺金堂壁画焼損を契機として定められたもので、消防庁と文化庁の共催により、昭和30年に第1回を開催して以来、50年にわたり文化財保護の取組みに大きな役割を果たしてきました。



文化財防火デー50年記念式典

今回は第50回を記念し、京都市消防局により教王護国寺（東寺）で特に大規模な消防訓練を行って頂くとともに、京都市コンサートホールにおいて消防庁と文化庁により「文化財防火デー50年記念式典」を開催しました。



教王護国寺(東寺)の消防訓練

(京都市消防局提供)

に、京都市コンサートホールにおいて消防庁と文化庁により「文化財防火デー50年記念式典」を開催しました。

式典においては、長年にわたって文化財防火に携わってこられた方々を表彰する「文化財防火功労賞」などの表彰、東京藝術大学長の平山郁夫氏による基調講演のほか、京都市消防局音楽隊による演奏を行いました。

文化財は、我々の祖先が残してくれた貴重な財産です。第50回文化財防火デーを契機に、これまでの経験を糧とし、文化財を未来へ継承していきましょう。

### 文化財防火功労賞受賞者

北海道	旧花田家番屋防災協力会	京都府	浄土真宗本願寺派 本願寺
青森県	櫛引八幡宮自衛消防隊		真言宗総本山 東寺
岩手県	中尊寺特設消防隊		臨濟宗龍宝山 大徳寺
宮城県	志波彦神社 鹽竈神社自衛消防隊		真言宗御室派 仁和寺
秋田県	古四王際婦人消防隊		宗教法人 平等院
山形県	立石寺自衛防災団		天橋山智恩寺自衛消防隊
福島県	圓藏寺自衛消防隊	大阪府	宗教法人 四天王寺
茨城県	宗教法人 雨引山楽法寺		宗教法人 住吉大社
	鹿島神宮自衛消防隊	兵庫県	姫路市(姫路城)
栃木県	足利学校自衛消防隊		神戸市(風見鶏の館)
	財団法人 日光社寺文化財保存会	奈良県	宗教法人 本興寺
千葉県	宗教法人 大本山成田山新勝寺		宮内庁正倉院事務所特設消防隊
	笠森観音堂防災奉仕隊		宗教法人 法隆寺
東京都	宗教法人 金龍山浅草寺		宗教法人 大神神社
	宗教法人 浅草神社		金峯山寺蔵王堂自衛消防隊
神奈川県	鎌倉文化財防災連絡協議会	和歌山県	総本山長谷寺
富山県	瑞龍寺自衛消防隊		和歌山県立紀伊風土記の丘自衛消防隊
石川県	那谷寺自衛消防隊	鳥取県	八東町用呂自警団(矢部家住宅)
山梨県	宗教法人 柏尾山大善寺	岡山県	岡山県青少年教育センター
長野県	善光寺自衛消防隊		閑谷学校自衛消防隊
	諏訪大社上社自衛消防隊		宗教法人 吉備津神社
岐阜県	南宮大社自衛消防隊	広島県	三瀧寺自衛消防隊
	三町町並保存会自衛消防隊	山口県	坂本文化財保護少年団
	(高山市三町伝統的建造物群)		(阿弥陀寺、春日神社)
静岡県	宗教法人 久能山東照宮	香川県	琴平町(旧金比羅大芝居)
愛知県	財団法人 明治村	福岡県	筑前國一之宮住吉神社
三重県	真宗高田派本山専修寺自衛消防隊	熊本県	株式会社 古今伝授の間香梅
滋賀県	延暦寺自衛消防隊	大分県	西寒多神社氏子会
	大通寺自警団		

### 消防庁長官特別表彰

京都市	岩澤重夫	能美防災株式会社
-----	------	----------

# 救急救命士既資格者に対する 気管挿管講習始まる

## 救急救助課

救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、平成16年7月を目途に、医師の具体的な指示の下で気管挿管を行うことが出来る救急救命士を養成するための気管挿管講習が、各都道府県の消防学校等で始まっています。

消防大学校では平成16年2月2日より今後の気管挿管講習における指導的な救急救命士を養成するため、全国の救急救命士51名に対し講習が実施されました。講師陣は

大学医学部講師が中心であり、充実した講義及び実技講習が進められています。

また、大阪府立消防学校では、平成16年1月13日から気管挿管講習が実施されました。大阪府では既に第1回目の講習は修了しており、病院実習に向けての準備が進められています。



消防大学校における講義

### 気管挿管とは

気管挿管は気道確保のためのひとつの方法である。

口腔内から直接肺につながる気道に挿管チューブを挿入し、酸素を直接送り込む方法であり、救急医療機関ではほとんどの呼吸停止傷病者に行われているものである。

### 気管挿管に必要な条件整備

救急救命士が気管挿管を行うためには、今回実施されているような講習を修了した後、所定の病院実習を修了することが必要である。また、救急救命士の処置範囲の拡大の前提として、消防機関と医療機関との協同作業によるメディカルコントロール体制（指示助言・事後検証・再教育）の整備、充実が必要とされている。



大阪府消防学校における実技講習

今後の気管挿管講習の実施、さらには気管挿管病院実習の実施に際し、関係者のさらなる協力と理解が期待される場所である。

# 平成15年度東海地震対応図上訓練の実施概要

## 震災等応急室

平成16年1月23日に、東海地震を想定して、政府（内閣官房、内閣府、消防庁等14機関）と東海地震に係る地震防災対策強化地域を有する9都県市（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市）との合同による図上訓練が、官邸危機管理センター及び中央合同庁舎5号館（9都県市は各庁舎）において実施されました。

この訓練は、参加者が「コントローラー」（訓練を統裁する側）と「プレーヤー」（訓練を受ける側）とに分かれ、プレーヤーはあらかじめ訓練のシナリオを知らされることなく、訓練中にコントローラーから随時与えられる情報を基に、その場で必要な判断を行っていくという、ロールプレイング方式で行われました。

東海地震対策については、昨年、中央防災会議におい

て「東海地震対策大綱」及び「東海地震応急対策活動要領」が新たに策定されており、今回の訓練は、これらの大綱等を踏まえた政府のオペレーションの手順と同活動要領の検証をテーマに実施されました。

実施した主な訓練内容は、東海地震注意情報発出後の政府の準備行動、警戒宣言発令後の政府の地震防災応急対策、地震発生から4時間後までの地震災害応急対策に係る各種オペレーション（救助・救急・消火、航空運用調整、緊急輸送、物資調達、広域医療等の項目についての広域的な応援資源の投入、広域調整等）の手順の確立及びそれに伴う各機関相互の連絡調整機能の確立を図るものです。

政府では、今回の訓練の結果を踏まえ、今後の東海地震対策に取り組んでいくこととしています。



訓練風景（プレーヤー側）



訓練風景（コントローラー側）

## 平成15年(1月～9月)における火災の概要(概数)

### 防災情報室

#### 1 総出火件数は対前年比6,115件の減少

平成15年(1月～9月)における総出火件数42,835件であり、前年同期と比べると、6,115件の減少(-12.5%)となっております。

これは、おおよそ1日あたり157件、9.2分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみると次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年比較	増減数(%)
建物火災	24,224	56.6%	- 963	- 3.8%
林野火災	1,589	3.7%	- 1,398	- 46.8%
車両火災	5,605	13.1%	- 274	- 4.7%
船舶火災	100	0.2%	17	20.5%
航空機火災	3	0.0%	0	0.0%
その他火災	11,314	26.4%	- 3,497	- 23.6%
総出火件数	42,835	100.0%	- 6,115	- 12.5%

#### 2 火災による死者は78人の増加、負傷者は211人の減少

火災による死者は1,700人で、前年同期と比べると78人の増加(+4.8%)となっております。

火災種別ごと前年同期比較をみると、建物火災1,112人(108人の増+10.8%)、林野火災17人(2人の増+13.3%)、車両火災242人(8人の減-3.2%)、船舶火災3人(3人の増)、航空機火災1人(4人の減)、その他火災325人(23人の減-6.6%)の死者が発生しています。

火災による負傷者は6,319人であり、前年同期と比べると211人の減少(-3.2%)となっております。

火災種別ごとにみると、建物火災5,420人、林野火災75人、車両火災287人、船舶火災26人、航空機火災0人、その他火災511人の負傷者が発生しています。

また、放火自殺者は、前年同期より25人少ない1636

人となっております。

#### 3 建物火災の死者のうち、住宅火災での死者は87.2%

建物火災における死者1,112人のうち、住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、970人(87.2%)で前年同期と比べ74人の増(+8.3%)となっております。

#### 4 住宅火災による死者の49.7%が高齢者

住宅火災による死者970人のうち、482人(49.7%)が高齢者となっております。

住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比は、逃げ遅れ547人(48人の増+9.6%)、出火後再進入20人(5人の増+33.3%)、着衣着火35人(7人の減-16.7%)、放火自殺187人(6人の増+3.3%)、放火自殺巻き添え等7人(7人の減-50.0%)、その他174人(29人の増+20.0%)となっております。

また、住宅火災における放火自殺者及び放火自殺者の巻き添えを除いた死者は776人(75人の増+10.7%)です。

#### 5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災42,835件を出火原因別にみると、「放火」6,109件(14.3%)、「こんろ」4,328件(10.1%)、「放火の疑い」4,302件(10.0%)、「たばこ」3,978件(9.3%)、「たき火」2,336件(5.5%)の順となっております。

また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、10,411件(24.3%)となっております。

## 6 消防庁の対策について（抜粋）

### (1) 住宅防火対策への取り組み

住宅火災件数は、前年同期と比べると減少（14,430 14,182件）していますが、住宅火災における放火自殺者等を除く死者数（776人・+10.7%）及び65歳以上の高齢者の死者数（539人・+18.5%）は増加しており、今後の高齢社会の進展を考慮すると、住宅防火対策への一層の取り組みが必要となっています。

このような状況を踏まえ、「地域の安全・安心に関する懇話会」（会長：樋口公啓 東京海上火災保険株式会社相談役）において、新たな住宅防火対策のあり方について検討を行った結果、保険制度等の市場機能の活用、住宅用火災警報器等に係る法制度化の導入などの緊急提言がまとめられました。

さらに、消防審議会から、同様の内容の答申を得ました。

消防庁では、本答申等を踏まえ、これらの施策について積極的に取り組むこととしています。

### (2) 放火対策への取り組み

放火及び放火の疑いによる火災は、全火災の24.3%を占めており、前年同期の21.6%と比べ増加しています。特に大都市においては、全火災の4割を超える都市もあるなど深刻な社会問題となっています。

このため、消防庁では、平成12年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成し、全国の消防機関に配布していますが、放火火災を防ぐためには、一人ひとりが放火対策を心がけるだけでなく、地域全体として放火されない環境を作ることが重要です。

特に連続放火の発生地域においては、可燃物を放置しない、夜間にゴミを出さない、門灯を終夜点灯するなどの基本的な対策及び関係行政機関と

地域住民が協力して、街灯の増設、炎センサー、対人センサーと連動した照明や監視カメラの設置などの対策を推進するなど、地域全体による、より一層の警戒態勢を構築することが必要です。

消防庁では、平成14年度から、特に連続放火にねらいを絞り、消防本部、関係行政機関等からなる検討会を開催し、連続放火の発生している地域との連携を強化し、連続放火に対する具体的な対策とその進め方などについて、検討を進めています。

### (3) 林野火災への取り組み

林野火災の件数は、前年同期と比較すると1,398件の減少（-46.8%）となっています。

また、今期の延べ焼損面積は約978haとなっており、前年同期の2505haから大幅に減少しています。

消防庁では、林野火災の発生件数が増加する春先に、例年、警戒強化を促す通知を発し、注意喚起と被害拡大防止に努めています。また、昨年10月29日には平成15年3月にまとめられた「林野火災対策に係る調査研究報告書」に基づき、関係諸機関と調整のうえ、より実態に即した火災気象通報の運用、火災覚知後の迅速なヘリコプターの派遣要請、火災状況に即した適切な空中消火方法の選定などを内容とする「林野火災の予防及び消火活動について」の通知を発しました。今後は、火災気象通報の効果的な運用を具体的に進めるため、モデル地域を選定して検証していくこととしています。

さらに、毎年、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する春季全国火災予防運動期間中の、3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定めるなど様々な広報活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

今後とも、市町村が行う林野火災対策用資機材等整備の支援などを含め、林野火災予防対策の積極的な推進を図ります。



秋田県 大曲仙北広域市町村  
圏組合消防本部  
消防長 里見 喜代治

「新時代にふさわしい消防防災体制をめざして」

当広域圏は秋田県のほぼ中央部に位置し、奥羽山脈と出羽丘陵に囲まれており、雄物川・玉川の二大河川から恵みを受けた仙北平野は県下有数の穀倉地帯であります。

1万5千発の花火が夏の夜空を彩り60万人の大観衆を魅了する「全国花火競技大会」が開催される大曲市を中心に、「さくら名所百選」に選定されシダレザクラのトンネルとソメイヨシノの情緒あふれる武家屋敷が有名な「みちのくの小京都」角館町、日本最深・神秘の湖と効能抜群な泉質・豊富な湯量に恵まれた名湯・秘湯を有する田沢湖町等々、広域構成市町村がそれぞれの持ち味を生かした観光PRを展開、恵まれた自然環境・資源・人材を活用した魅力あふれる地域であります。



武家屋敷と桜並木

消防本部は、昭和47年4月発足、現在1本部2署10分署2出張所、245名の消防職員で1市10町3村管轄面積2,128平方km、人口約15万5千人の生命・身体・財産の防人として日夜奮闘しております。



全国花火競技大会

また社会構造や生活様式の変化に対応すべく広域消防再編計画による分署所の統合を実施し、財政負担軽減と住民ニーズに即応できる効率的な部隊配置運用の再構築、また高規格救急隊の増強、そして緊急消防援助隊の装備充実など上質な消防行政サービスの提供を目指しております。

「奉仕の実践」「迅速的確」「万能一心」の署訓のもとに職員の資質向上にも取り組んでおり結果、人格の陶冶の形成とともに消防救助技術全国大会出場や消防職員意見発表全国大会への出場などその効果は着実に現れております。

地域防火防災PRにも力を入れており、職員手作りによる防火広報紙の配布や毎年4,000点以上の応募がある小中学生による防火ポスター防火標語展、消防太鼓隊を結成し出初式典や養護施設の慰問演奏、構成市町村イベントと協賛した消防防災コーナーの開設など地域に密着した多彩な啓蒙活動を展開しております。

16年度事業として、高度情報処理と迅速な事案対処が可能な高機能消防指令センターの導入と、統合分署建設が予定されており、さらなる飛躍の年となりそうです。

奥羽出羽の秀峰に囲まれ、豊富な観光資源と四季折々で表情豊かな田園風景、そして素朴で人情味あふれる圏民性のもと、ローコスト・ハイリターン化を推進し、時代の要請に応える消防力の強化と、15万圏民の「絶対安全と絶対安心」を確保するという崇高な使命達成に邁進する所存であります。



田沢湖と秋田駒ヶ岳

## 消防局震災対応訓練を実施

さいたま市消防局

地震等大規模災害発生時における初動体制、部隊運用及び受援体制の確立を図ることを目的として、1月21日及び22日の2日間、震災対応訓練を全庁的に実施した。

震災非常配備体制の発令に伴い、消防局に警防本部、各消防署に署隊本部を設置、署隊本部では警防本部からの災害想定付与を受けて、同時多発災害における部隊運用等を図上に検証した。

同時多発災害の発生では、消防として困難な対応を求められることとなるが、この訓練を契機として対応能力の向上に取り組んでいきたいと考える。



署隊本部設置運用訓練

## カチ、カチ火の用心

苫小牧市消防本部

「火のよーじん、火のもと見たか火はないか。」子供達の掛け声と拍子木の音が、静かな住宅街の夜に響きました。

この、昔懐かしい「夜回り」が、新興住宅地のスプリングス高丘自治会の子供会と地元消防団とで行われました。

子供達の交流促進と防火意識を高めるため、また消防団に親しみを持ってもらうことを目指したものです。

この「夜回り」が、さらにほかの地域にも広まり防火意識が高まることを心から願うものです。



みんなで一緒に火の用心

## 消防通信 望&lt;ぼうろう&gt;楼

## 「みんなの消防フェスタ2003」を開催

松山市消防局

平成15年10月、松山市総合コミュニティーセンターにおいて、約5,400人が参加した「みんなの消防フェスタ2003」を開催した。

市民に密着した防火・防災を幅広くPRするため、平成4年から毎年開催していた「母と子の防火大会」を昨年から衣替えし、屋内会場では優良消防クラブの表彰、少年消防クラブ員の研究発表、防火コンサート、防火ポスターの展示、スタンプラリー等が行われ、屋外においては、消防車の試乗や消火体験等、普段味わうことのない体験に、消防に対する興味を深めた親子連れで賑わった。



消火体験の様子

## 職員手作りの「紙芝居」で防災の輪！

宇城広域消防本部

当消防本部の職員は、今回3作目になる紙芝居を作成した。

この職員は、第1作「カッパ地蔵」(助けられたカッパが大火事から村を守る話)、第2作「がんばれウータン」(子供の火遊びから火事になるのを小鳥がくい止める話)、そして今回3作目「カッパのプー」(いじめっ子が一人で川遊びをして溺れるのを、いじめられたカッパが助ける話)を作成した。

また、この職員は作成した紙芝居を各種イベントを会場に、幼い子供達に分かり易い「絵」と「はなし」で防火・防災を語りかけた。



紙芝居で防火・防災を訴える

## 2004

### 住宅用防災機器等推奨制度

#### 予防課

住宅用防災機器等推奨制度。聞き慣れない言葉ですが、皆さんご存知でしょうか。

消防で「住宅」という場合は、一般に一軒家などの「一般住宅」、マンションなどの「共同住宅」、店舗と自宅が一緒の「併用住宅」の3つを合わせたものを指し、そこで発生する火災を『住宅火災』と言います。

この住宅火災の発生件数は建物火災の6割を占め、住宅火災により亡くなる方は、建物火災による死者の9割を占め、さらにこのうちの半数以上が65歳以上の高齢者です。

住宅火災で多くの方が亡くなっていますが、これは、デパート、映画館などいろいろな人が利用する建物が、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、誘導灯などの様々な消防用設備等により守られているのに対し、住宅では、防火は個々の住人の責任とされ、これらの消防用設備等の設置の義務付けがないことも、要因の一つかもしれません。

消防庁では、自分の身は自分で守るお手伝いとして、平成3年から燃えにくいじゅうたん、

カーテン等の「防災物品」、初期の段階で火災を知らせる「住宅用火災警報器」や「住宅用自動火災報知設備」、お年寄りなどでも使いやすい「住宅用消火器」や「エアゾール式簡易消火具」等の住宅用防災機器について、構造・性能等に係る具体的なガイドラインを作成し、当該ガイドラインに適合する住宅防火に有効な機器について、「優良住宅用防災機器」としてこれらを推奨しています。なお、優良住宅用防災機器には、『住宅防火安心マーク』という推奨マークが貼られることとなっており、キャラクターをデザインした消火器など家庭に設置しやすいものが作られています。

また、最近住宅火災による死者が増加していることを踏まえ、平成15年12月にとりまとめられた「消防審議会」の答申及び「地域の安全・安心に関する懇話会」、の提言において、火災による死者を低減する効果が大きい住宅用防災機器等の設置について、法制度化の検討が盛り込まれたことから、今国会において消防法等の改正の検討を進めています。



## あなたのビルの点検はお済みですか？ - 防火対象物定期点検報告の呼びかけ -

### 防火安全室

『防火対象物定期点検報告』の義務のある方は、本年の9月末(昨年10月1日以降に対象となったものは、対象となった日から1年)までに必ず実施してください。

なお、消防機関に申請してその検査を受け、一定期間継続して消防法令を遵守していると認められた場合、点検報告の義務が3年間免除されます。(特例認定制度)

#### < 防火対象物定期点検報告制度 >

防火管理者を選任する義務のある特定防火対象物(旅館、百貨店、劇場、病院、飲食店等)のうち、収容人員が300人以上のもの又は、特定用途に供される部分が避難階以外の階(1階及び2階を除く。)にあるもので、かつ、当該避難階以外の階に直通階段が2(屋外に設けられた階段等であれば1)以上設けられていないものの管理権原者(所有者等)は、1年に1回、防火対象物点検資格者に、防火対象物の防火管理の状況等を点検させ、これを消防長又は消防署長に報告しなければなりません。

#### 《全国の点検報告義務のある対象物数》

	計	に該当	に該当
対象物数	109,050	72,025	37,025

平成15年10月1日現在

#### < 特例認定制度 >

管理が開始されてから一定期間以上継続して消防法令を遵守している防火対象物について、防火対象物の管理権原者の申請により、消防長又は消防署長が検査を行った結果、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、点検報告の義務が免除されます。

#### 《全国の特例認定された対象物数》

	計	に該当	に該当
対象物数	5,296	4,531	765

平成15年10月1日現在

#### < 表示 >

点検を行った防火対象物が点検基準に適合していると防火対象物点検資格者に認められた場合には防火基準点検済証を、消防長又は消防署長の特例認定を受けた場合には防火優良認定証をそれぞれ付することができます。(これを「防火セーフティマーク」といいます。図参照)

なお、管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、防火対象物全ての部分で点検結果が基準に適合しているか又は特例認定を受けている場合に表示を付することができます。



## 林野火災の防止

### 防災課

林野火災は、例年春先を中心に多く発生しています。これは、春先に、降雨量が少なく空気が乾燥し、強風が吹くなかで火入れが行われたり、土・日曜日や祝日に山菜採りや森林レクリエーションなどを楽しむ入山者が増加することなどが原因と考えられます。平成14年中の発生状況を見てみますと、3月に744件と最も多く発生しています（平成14年中の林野火災の出火件数は3,343件、死者は17人、焼損面積は2,634ha、損害額は14億4,715万円）。

また、出火原因は、「たき火」や「火入れ」時などにおける火気の取扱い不注意や、「たばこ」の火の不始末によるものが多いのが特徴で、平成14年中は、この3つで出火原因の52.3%を占めています。

林野火災については、消防水利の不足や道路状況が良くないなどの地理的、地形的条件から、消火活動は非常に困難となり、また空気の乾燥や強風等の気象条件も加わると、焼損面積が広範囲に及ぶ危険性があります。加えて、一度焼失した森林は、再生するまでに長い年月と多くの労力や経費を要するとともに、保水能力が低下し、台風や集中豪雨などの大雨に伴って土砂崩れなどの自然災害を誘発するおそれもあります。

失火による林野火災を未然に防ぐため、レクリエーションやドライブを目的として入山する方は、たばこの投げ捨てを絶対にしない、たき火後の消火を必ず確認するなど、一人ひとりが最低限のマナーを守ることが大切です。また、林野周辺に居住している方や、業務により入山する機会の多い方は、火を使う際には、気象状況、周囲の可燃物の状況によく注意するとともに、必ず消火用の水を近くに用意し、火から離れないよ

うにするなど火の管理に十分注意して下さい。市町村から火災警報が発令されたときはもちろんですが、气象台から強風注意報や乾燥注意報などが発令されているときも、林野火災が発生しやすく大火災となりかねませんので、火を使うことはできるだけ避けて下さい。

林野火災の多くは、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な森林資源、さらには人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いにはくれぐれも気をつけましょう。



# 地震に対する日常の備え

## 防災課

地震が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、一人ひとりがあわてず適切な行動をとることや、日頃からの地震に対する備えが重要です。ふだんから、地震が発生したときのことを家族で話し合い、非常持出品を備えるほか、住宅の耐震化や家具の転倒・落下防止対策を講じたり、家族の安否の確認方法を決めておくなど、いざという時のための準備をしておきましょう。

### 1 家族の防災会議

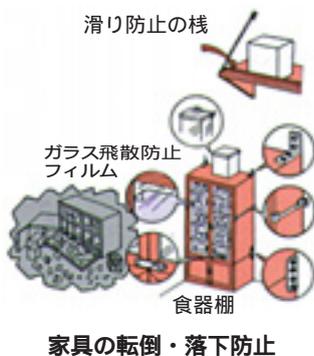
大地震のとき、家族があわてずに行動できるよう、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておきましょう。

- ・ 家の中でどこが一番安全か
- ・ 救急医療品や火気などの点検
- ・ 幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
- ・ 避難場所、避難路はどこにあるか
- ・ 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
- ・ 家族間の連絡方法と最終的におち合う場所はどこにするか
- ・ 昼の場合、夜の場合の家族みんなの分担をはっきり決めておく

### 2 住宅の耐震化、家具等の転倒・落下防止

阪神・淡路大震災での死者のほとんどは、建物の倒壊によるものでした。地震から命を守る上で、現時点で最も効果的な方策は、住宅の耐震化です。耐震診断により、わが家の耐震性をチェックすることからはじめましょう。

また、地震時に建物が無事でも、家具が転倒するとその下敷きになってケガをしたり、室内が散乱状態のために避難が遅れてしまうことがあります。家具等はできるだけ建物本体に、安全に固定しておきましょう。



### 3 消火器などの備え

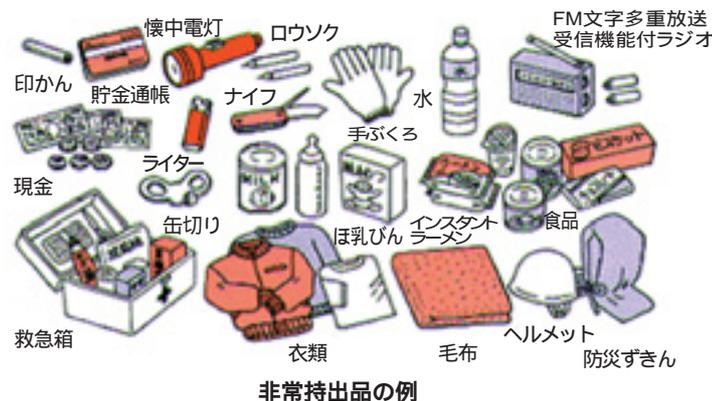
いざという時のために消火器や消火用水のほか、消火に役立つものをふだんから用意し、備えておきましょう。

### 4 非常持出品の準備

- ・ 非常持出品は最小限におさえましょう。そのほかの物は、いったん避難してから安全が確認できればまた取りに戻ることも可能です。また負傷した時に応急手当ができるように救急用品も準備しておきましょう。
- ・ 非常持出袋などは、いつでも持ち出せる場所に備えておきましょう。

#### (備えておきたい非常持出品)

- ・ 現金 ・ 通帳など(免許証・健康保険証のコピーも)
- ・ 非常食品(定期的に入れ替えます)
- ・ 水(一日分一人三リットルを目安) ・ 救急用品
- ・ 衣類 ・ 生活用品 ・ 携帯ラジオ・懐中電灯



### 5 火災を防ぐ

- ・ 石油ストーブは「耐震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用しましょう。
- ・ ガスコンロ周辺の棚等に載せてある物が落ちてこないようにしましょう。

### 6 家族の安否の確認方法

- ・ 地震時におち合う場所をあらかじめ定めておきましょう。
- ・ 地震時に安否情報の取次ぎをしてもらえる親戚、知人等(遠方に住んでいる人であることが必要)を決めておきましょう。
- ・ N T T「災害用伝言ダイヤル171」の活用を家族で決めておきましょう。

## 救命率の向上を図るための「救マーク」制度の創設

大切な命を救うためには、救急現場近くにいる人(バイスタンダー)による応急手当、救急隊による救急処置、医療機関による医療処置、すなわち救命の連鎖によるスムーズな連携プレーが大切です。とりわけ、救急隊が現場に到着するまでに平均6.3分かかっている(平成15年版消防白書より)ことから、その間に、バイスタンダーによる傷病者に対する適切な応急手当が救命率向上のための重要な鍵となっています。

消防庁では、平成5年3月に「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」を制定し、住民に対する救命講習の実施や応急手当の指導者の養成、応急手当の普及啓発などを図っています。平成13年5月には、日本救急医療財団が日本医師会の了解のもと組織した心肺蘇生委員会より「救急蘇生法の指針」が示されたことから、平成14年4月からは、消防機関が行う普及啓発活動も、この指針を踏まえた内容に順次変更されています。毎年、救命講習受講者数は着実に増加しており、平成6年中に25万人程度であったものが平成14年中には102万人を突破するまでに至っています。

このような中、福岡市消防局では、2003年に策定した新基本計画により2015年までに成人人口の40%(39万人)の市民が応急手当講習を受講する目標を設定し積極的な応急手当の普及啓発に取り組んでいますが、この取り組みをさらに充実させるために、平成15年9月に「救マーク」制度を創設しました。

この制度は、多数の方々が入り出る施設の従業員に対して応急手当普及講習を実施し、当該受講者を施設に常駐させ、利用者が安心して利用できる施設であることを表示するものです。また、公共性が高い施設に「救マーク」を掲示し、多くの方々の目に止まることにより、応急手当の普及啓発を推進させるとともに、当該施設の従業員自身が応急手当の担い手としての自覚を促すものです。

その認定の要件および対象施設は次のようになります。

### 「救マーク」制度の認定の要件

- (1) **活動体制** 救命講習を受講している従業員が、当該施設の公開時間または営業時間中、常時1名以上勤務しており、速やかに応急手当を実施できる活動体制が確保されていること。
- (2) **救急活動計画** 施設利用者が呼吸や心臓が停止するなど応急手当が必要となった場合に、消防への通報、応急手当の実施、救急車や救急隊員の誘導等の活動体制が確保されていること。

- (3) このほか、防火管理状況や消防用設備等の適正設置状況も考慮する。

### 「救マーク」制度の対象施設

ホテル、旅館、百貨店、劇場および駅舎等の公共性の高い施設を対象とする。

制度創設の初年度は、従業員に対して救命講習受講を積極的に推進してきた福岡市ホテル旅館協会加盟の施設などを対象に平成16年1月末現在で51施設に「救マーク」が交付されました。

福岡市消防局では、来年度から官公署や百貨店にも拡大し、「救マーク」を街中に広めていくことで、同市の「安全で安心して暮らせる都市」「おもてなしの観光都市」としてのイメージアップを図っていきたくとしています。



### 福岡市消防局の「救マーク」

救急の「救」を中央に大きく配置。蛇と杖のマークは、スターオブライフ「生命の星」と言われ、ギリシャ神話に由来する。星マークの6本の柱は、覚知、通報、応答、現場手当、搬送中手当、医療機関への引き渡しを表している。このシンボルはWHO(世界保健機関)の切手にもデザインされ、救急医療を表すものとして認識されている。また、文字の中に人間の重要な臓器である心臓を表すハートを入れて「優しさ」を表現している。「FIRST AID GUARANTEED」は、応急手当が保証されているという意味。(福岡市消防局提供)

(近代消防社 編)

## 独立行政法人消防研究所一般公開

### 消防研究所

独立行政法人消防研究所では、平成16年度科学技術週間(4月12日(月)~18日(日))における行事の一環として、下記のとおり一般公開を行います。

#### 5 対象

一般(入場無料)

#### 6 交通アクセス



記

#### 1 概要

消防研究所において行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容について、実験の実施、写真・パネルの展示、ビデオ放映等により紹介します。

#### 2 日時

平成16年4月16日(金) 10:00~16:00

#### 3 場所

〒181 - 8633 東京都三鷹市中原三丁目14番1号  
独立行政法人消防研究所

#### 4 主な公開予定項目

タイトル	形態
消火用ウォーターミストのノズル特性に関する研究	展示及び実演
サーマルマネキンによる消防隊用防火服の耐炎性能試験に関する研究	展示及び実演
廃棄物処理施設における火災安全技術に関する研究	展示
アルカリ金属の火災安全に関する研究	展示
救急業務予測評価システムに関する研究	展示及び実演
防火水槽の経年変化に関する研究	展示
リアルタイム地震防災情報システムに関する研究	展示及び実演
原子力施設災害時の救助活動支援ロボットに関する研究	展示及び実演
地下施設内の煙流動性状に関する研究	展示及び実演
災害弱者の火災時避難安全のための警報・通報手法に関する研究	展示及び実演
林野火災発生危険度・拡大予測システムに関する研究	展示
エネルギー物質の火災事例とその危険性評価に関する研究	展示
十勝沖地震による地震動と石油タンクの被害に関する研究	展示及び実演
仮想現実災害体験シミュレータ装置に関する研究	展示及び実演
消防研究所の火災原因調査業務の紹介	展示
情報公開コーナー	展示

JR中央線・京王井の頭線吉祥寺駅南口バス停6番乗り場から深大寺、調布駅北口または野ヶ谷行き、消防大学前下車。所要時間約20分。

JR中央線三鷹駅南口バス停2番乗り場から野ヶ谷行き、消防大学前下車。所要時間20分。

京王線仙川駅北口バス停から吉祥寺行きまたは三鷹行き、アジアアフリカ語学院前・団地西口下車、徒歩7分。所要時間約20分。

#### 7 問い合わせ先

独立行政法人消防研究所研究企画部

電話：0422 - 44 - 8331(内線136,137,164,131)

# 1月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防情第2号	平成16年1月6日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	平成15年度第3回防災ヘリ等による防災映像送受信訓練の実施について
消防危第1号	平成16年1月7日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	都市ガス・液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況調査について
消防予第5号	平成16年1月9日	各都道府県知事	消防庁長官	平成16年春季全国火災予防運動の実施について
消防危第3号	平成16年1月13日	関係都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	ガス事業法第47条の第5項第1項の規定に基づく通報について
消防危第4号	平成16年1月14日	関係都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第87条第1項の規定に基づく通報について
消防危第5号	平成16年1月15日	各都道府県消防主管部長、 各政令指定都市(東京消防庁)消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務担当者会議の開催について
消防安第2号	平成16年1月15日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	緊急地域雇用創出特別基金事業の実施状況調査について
消防安第3号	平成16年1月15日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告制度等の実態調査結果等について
消防危第6号	平成16年1月20日	各都道府県消防主管部長、 (社)全日本トラック協会会長、 日本貨物運送共同組合連合会会長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について
消防災第6号	平成16年1月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	自主防災組織にかかる連絡協議会の設置について
消防情第11号	平成16年1月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	平成15年(1月～9月)における火災の概要(概数)について

## 広報テーマ

3 月		4 月	
地域に密着した消防団活動の推進	消防課	防火対象物定期点検報告制度のお知らせ	防火安全室
春季全国火災予防運動	予防課	林野火災の防止	防災課
少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	防災課	地震に対する日常の備え	防災課
行楽期における火災の被害防止	予防課		

## 編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927 )  
電 話 03 - 5253 - 5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱近代消防社